

入 会 申 込 書

私は、ゴルフ協会の趣旨に賛同し、入会金並びに年会費を添えて申し込みます。

住 所 愛川町

氏 名 生年月日 年 月 日生

電話番号 携帯番号

行 政 区 会員番号

備考 【入会金3,000円 年会費2,000円】
会員番号は協会事務局で記入します。

『子供の場合は、保護者の同意が必要です。
但し中学生以下は入会金を1,500円とします。』

保護者

住 所 愛川町

氏 名 印

令和 年 月 日

愛川町ゴルフ協会長 殿

ゴルフ協会

愛川町三増858-3

TEL 046-280-4667

吉川 裕治

携帯 090 - 2335 - 0230

愛川町ゴルフ協会規約

(名 称)

第1条 本会は、愛川町ゴルフ協会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、会長が定める所に置く。

(目 的)

第3条 本会は、町内におけるアマチュアゴルフ競技の健全な普及発展に努め、併せて一般町民の社会体育への関心を深め、スポーツの振興に寄与するとともに会員相互の親睦の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成 するため、次の事業を行う。

- (1) 会員及び町民ゴルフ大会の開催
- (2) 各種大会への派遣及び協力
- (3) ゴルフに関する研修会の開催
- (4) その他目的達成に必要な事業

(資 格)

第5条 本会は、愛川町在住者及び在勤者で、本会に登録した者をもって構成する。ただし、町外でも役員会で認められた者はこの限りでない。

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 5 名 |
| 理 事 | 若干名 |
| 事務局長 | 1 名 |
| 会 計 | 2 名 |
| 監 査 | 2 名 (監査は、上記役員を兼務することが出来ない。) |

- 2 前項の理事は、各地区から選出された者があたり、その他の役員は理事の互選による。
- 3 この会に顧問を置くことができる。
- 4 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会 議)

第7条 本会の会議は、総会、役員会とし、会長が招集する。

- 2 総会は、毎年1回開催し、会員の1/2以上の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数をもって議決される。
- 3 役員会は、会長が必要と認めた時は随時開催することができる。

(経 費)

第8条 本会の会費は、会費、補助金、大会参加費及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 本会の規約は、総会において変更することができる。また、この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会において決定することができる。

付 則

- 1 この規約は、平成元年10月26日から施行する。
- 2 本会の登録料は、3,000円とする。ただし、中学生以下(義務教育在籍)は、1,500円とする。
- 3 本会の会費は、年額2,000円とする。

付 則

この規約は、平成22年6月10日から施行する。
「ただし、中学生以下(義務教育在籍)は、1,500円とする。」を追加。」

付 則

この規約は、平成24年5月17日から施行する。
「本会の事務局は会長の定める所に置く」に改正し、「事務局長1名」を追加。
「監査2名」の次に「(監査は上記役員を兼務することが出来ない。)」を追加する。